

森ノ宮医療大学における競争的資金等の使用に関する行動規範

平成27年3月24日 制定

令和元年9月19日 改定

令和4年1月20日 改定

森ノ宮医療大学（以下「本学」という）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定・令和3年2月1日改正）」に基づき、競争的資金等^{※1}を運営・管理・使用する上での指針を明らかにするため、以下のとおり競争的資金等の使用に関する行動規範を定め、一人ひとりがこれを実践するものとする。なお、本学では競争的資金等のみに限らず、学内で配分される研究費や企業等からの受託研究費等、本学で取扱うすべての研究費の運営及び管理に関わる者（構成員^{※2}）については、この行動規範を準用し、誠実に実行するものとする。

1. 研究者等は、競争的資金等が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、競争的資金等の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、競争的資金等の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

※1：競争的資金等とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から教育研究機関に配分される競争的資金を中心とした公募型の公的研究資金をいう

※2：構成員とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。